

**コミュニケーション基盤に係る
ライセンスの調達入札説明書**

(令和8年9月18日付け公告)

埼玉県企画財政部情報システム戦略課

目 次

- ・ 入札説明書（本文）

- ・ 別紙 1 入札保証金の手続
- ・ 別紙 2 契約保証金の手続

- ・ 様式 1 質問書
- ・ 様式 2 一般競争入札参加資格確認申請書
- ・ 様式 3 紙入札（見積）参加承認申請書
- ・ 様式 4 入札書
- ・ 様式 5 委任状
- ・ 様式 6 見積書
- ・ 様式 7 入札辞退届
- ・ 様式 8 特定調達契約に係る競争入札参加予定連絡票
- ・ 様式 9 秘密保持誓約書

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、埼玉県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年埼玉県条例第115号）、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）、埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）及び本件調達に係る入札公告のほか、本件調達に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 調達内容

（1）調達案件の名称及び数量

コミュニケーション基盤に係るライセンスの調達 一式

（2）調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書（案）による。

（3）ライセンス使用期間

令和8年12月1日～令和10年11月30日まで。

（契約日から令和8年11月30日（月）の期間はライセンス使用のための準備期間とする）

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

（4）納入場所

埼玉県企画財政部情報システム戦略課長が指定する場所

（5）契約者

埼玉県

2 仕様書の配付

（1）配付資料

- ・ コミュニケーション基盤に係るライセンスの調達 調達仕様書

（2）配付方法

様式9「秘密保持誓約書」を提出した者に限り、令和8年10月6日（火）午後5時までの間、資料の配付を行う。

様式9「秘密保持誓約書」は、電子メールで15（4）の担当窓口に記載したメールアドレスあてに提出するか、15（4）の担当窓口へ郵送又は持参により提出すること。

資料の配付を希望する者は、電子メールで15（4）の担当窓口に記載したメールアドレスあてに資料の配付申請を行うこと（様式無）。

電子メールによる資料の配付申請の収受を確認後、電話による確認を行った上で、資料の送付を行う。

(3) 留意事項

配付資料は本件調達を目的として配付するものであり、それ以外の目的で利用することを禁じる。また、本件調達終了後、契約終了後又は入札辞退後に配付資料の消去を行い、15(4)の担当窓口に報告すること。

3 競争入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本入札が実施される年度に属する埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿に、物品の販売に係る入札に参加できる資格のA等級で登載された者であること
競争入札参加希望者のうち、埼玉県で業種区分「物品の販売」の等級格付け申請をしていない者は、競争入札参加資格審査申請書及び特定調達契約に係る競争入札参加予定連絡票（様式8）（以下「審査申請書」という。）を令和8年9月28日（月）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課に提出し、資格審査を受けなければならない。ただし、この申請は通常の競争入札参加資格申請の例外となるため、入札参加資格を得ても参加できるのは本案件のみとなる。また、入札の方法は紙によるものとする。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

4 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加できる者は(2)の申請を行い、本件入札に係る参加資格の確認を受けた者に限るものとする。
- (2) 競争入札参加者は、様式2「一般競争入札参加資格確認申請書」（以下「確認申請書」という。）のほか、添付書類を作成して、次のいずれかの方法により、令和8年10月6日（火）午後5時までに提出しなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」（以下「電子入札システム」という。）を利用する場合

電子入札システム上で確認申請する際に確認申請書を添付するほか、他の添付書類は15(4)の担当窓口に期限内に電子メールで送付すること。

なお、電子メールで送付し難い場合は、持参又は郵送も可とする。郵送する場合は書留郵便とし、上記の期限内に必着とすること。

- イ 紙媒体の確認申請書等を郵送し、又は持参する場合（電子入札システムの利用者登録を行っていない等、電子入札システムにより難しい場合に限る。）

確認申請書に様式3「紙入札（見積）参加承認申請書」及び他の必要書類を添付し、15（4）の担当窓口に期限内に郵送又は持参すること。

なお、郵送する場合は書留郵便とし、上記の期限内に必着とすること。

- （3）発注機関の長は、確認申請書を受理した時は、確認申請書受付票を発行する。（上記（2）アの場合は電子入札システムにより、イの場合は電子メール又は郵送による。）
- （4）入札参加資格の確認結果は、令和8年10月13日（火）午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知する（上記（2）アの場合は電子入札システムにより、イの場合は電子メール及び郵送による。）。
- （5）確認通知書の交付を受けている入札参加者であっても、落札決定日において入札参加資格を満たしていない者は参加する資格を有しない。
- （6）入札日において資格を取得していない場合は、入札に参加する資格を有しないものとする。
- （7） その他
- ア 確認申請書等を提出した者は、入札事務の担当者から、提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- イ 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 入札執行者は入札参加資格の確認以外に、提出された確認申請書等を提出者に無断で使用しない。
- エ 提出された確認申請書等は返却しない。
- オ 埼玉県が指示した補正以外の理由による、提出期限日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- カ 確認申請書等に関する問合せ先は15（4）の担当窓口とする。

5 入札説明書等に関する質問及び回答

（1）質問書の受付

入札説明書、仕様書等に関して質問がある場合は、令和8年9月28日（月）午後5時までに、電子メールにより、15（4）の担当窓口のメールアドレスあてに、様式1「質問書」を提出すること。

到達の確実性を期するため、電話により着信の確認を行うこと。

受付期限を過ぎた質問並びに指定する書式及び方式によらない質問は、一切受け付けない。ただし、入札手続など事務手続に関する質問はこの限りではない。

（2）質問書に対する回答

入札参加資格者全員に共通な質問に対する回答は、令和8年10月1日（木）午後5時までに入札情報公開システム上で公表する。

6 入札保証金

別紙1「入札保証金の手続」のとおり

7 入札書の提出

- (1) 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、公告、入札説明書、仕様書、契約書（案）、その他の配付書類及び埼玉県電子入札総合案内を熟知の上、入札しなければならない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (3) 入札参加者等は、電子入札システムにより、入札を行わなければならない。

ただし、電子入札システムの利用者登録を行っていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める（4（2）のイにより確認申請書等を提出した者に限る。）。

なお、電話、電報、ファクシミリ（FAX）その他の方法による入札は認めない。

また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

(4) 入札書の提出期限等

ア 電子入札システムを利用する場合

(ア) 提出期限

令和8年10月20日（火）午前10時まで

(イ) 提出方法

電子入札システムから入札する。

イ 紙媒体の入札書を郵送する場合

(ア) 提出場所

15（4）の場所

(イ) 提出期限

令和8年10月19日（月）午後5時まで

(ウ) 提出方法

書留郵便とし、上記の期限内に必着とすること。

ウ 紙媒体の入札書を持参する場合

(ア) 提出場所

イ（ア）に同じ。

(イ) 提出期限

令和8年10月19日（月）午後5時まで

8 紙媒体の入札書の提出についての留意事項

- (1) 入札参加者等は、紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合は、次の各号に掲げる事項を記載した様式4「入札書」を提出しなければならない。

ア 入札書の提出年月日

イ 入札金額

ウ 入札参加者本人が入札する場合は、その住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）並びに当該代理人の氏名及び住所

なお、代理人が入札する場合は、入札権限等に関する様式5「委任状」も併せて提出しなければならない。

- (2) 入札参加者等は、紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を朱書し、外封筒の封皮には「令和8年10月20日（火）開札 コミュニケーション基盤に係るライセンスの調達入札書在中」と朱書しなければならない。

再度入札は1回行うので、入札参加者等は、それぞれの中封筒の封皮に「入札書」、「再度入札書」及び「入札辞退書（途中で辞退する場合にその旨）」の区別を記載し、併せて提出しなければならない。

なお、入札書を郵送する場合は、その旨を事前に15（4）の担当窓口まで連絡すること。

また、最初の入札で落札となった場合は、不要となった「再度入札書」等の封筒は発注者側で処分する。

- (3) 入札参加者等は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

ただし、首標金額を訂正したものについては無効となる。

- (4) 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

- (5) 入札参加者等は、仕様書に明記した一切の諸費用を含めた上で、その総額において入札金額を見積もること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 入札参加者等は、「契約書（案）」に基づき、契約金額の支払方法等の契約条件を十分考慮した上で、契約金額を見積もること。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ただし、(8)及び(9)は電子入札システムを利用する場合、(10)から(12)は紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合に限る。

- (1) 入札に参加する資格のない者がしたもの
(2) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
(3) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの

- (4) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- (5) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- (6) 明らかに連合によると認められるもの
- (7) 虚偽の確認申請書を提出した者がしたもの
- (8) 電子証明書を不正に使用したもの
- (9) 入札書が指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかったもの
- (10) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書によるもの（ただし、入札金額の訂正は認められない。）
- (11) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- (12) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到達しなかったもの
- (13) その他、この公告に示す事項に反したもの

10 開札の執行

- (1) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年10月20日（火）午前11時

イ 場所

埼玉県企画財政部情報システム戦略課

- (2) 注意事項

開札は、電子入札システムにより行うため、立会いは不要である。

11 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムから入力した又は入札書に記載した3桁のくじ番号により電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、入札書にくじ番号を記載していない者があるときは、立会い職員がこれに代わってくじ番号を入力し、落札者を決定する。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、すべての入札者に通知する。
- (5) 落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

12 再度入札

- (1) 開札の結果、入札参加者等の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で有効な入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札を行う場合は、電子入札システムを利用した入札参加者に、電子メールにより再度入札の通知が届くので、通知に従い、入札書提出の操作を行うこと。
- (3) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参した入札参加者等は、入札書提出時に、既に再度入札分を含めて提出済みであるため、再度入札の手続は必要ない。
- (4) 再度入札は1回行う。
再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における金額の下位の入札者に様式6「見積書」の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

13 契約保証金

別紙2「契約保証金の手続」のとおり

14 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、当該決定の通知が相手方に到達した日から5日以内に契約に応じるものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) この契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。電子契約の締結に当たり、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。なお、電子契約の利用について承諾がない場合は、従来どおり紙の契約書により契約を締結する。紙の契約書を作成する場合は、(4)～(7)のとおり。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (5) 本県が契約書を作成し、押印した契約書2通を送付する。落札者は收受後、本契約書に押印し、契約印紙を貼付したものを1通提出すること。
- (6) 埼玉県知事が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (7) 契約書作成にかかる費用は落札者が負担するものとする。

15 その他

- (1) 入札参加者等又は契約の相手方が本件の調達に関して要した費用は、すべて当該入札参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札後、仕様書等に係る不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札執行権者
所属の名称：埼玉県企画財政部情報システム戦略課
職・氏名：課長 横溝 隆夫
- (4) 本件調達に関する担当窓口
郵便番号：330-9301
所在地：埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号（埼玉県庁第二庁舎10階）
機関名：埼玉県企画財政部情報システム戦略課システム支援・セキュリティ担当
担当：宮野
電話番号：048-830-2269（直通）
FAX：048-830-4720
メール：a2290-39@pref.saitama.lg.jp
- (5) 確認通知書を受理した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、次のいずれかの方法により行うこと。
 - (ア) (イ)に該当しない者
令和8年10月20日（火）午前10時までに、電子入札システムから辞退処理を行う。
 - (イ) 様式3「紙入札（見積）参加承認申請書」を提出した者
令和8年10月19日（月）午後5時までに、様式7「入札辞退届」を15（4）の担当窓口へ郵送又は持参すること。なお、郵送する場合は、書留郵便とし入札書の提出期限までに必着とすること。
- (6) システム障害又は天災が原因の停電等で入札及び開札事務が処理できない場合は、入札及び開札の延期、紙媒体の入札書を使用して行う入札への移行等の措置を講ずるものとする。なお、上記の場合は、電話、FAX、埼玉県ホームページ等により、必要な事項を連絡するものとする。

16 入札スケジュール

日 程	内 容
令和8年 9月18日（金）午前11時	・ 入札説明書の配布開始（公告日）
令和8年 9月28日（月）午後 5時	・ 入札説明書等に関する質問受付期限
令和8年10月 1日（木）午後 5時	・ 入札説明書等に関する質問回答
令和8年10月 6日（火）午後 5時	・ 入札参加資格確認申請書の提出期限 ・ 仕様書請求手続の期限
令和8年10月13日（火）午後 5時	・ 入札参加資格審査結果の通知期限
令和8年10月16日（金）午後 5時	・ 入札保証金に関する手続の期限
令和8年10月19日（月）午後 5時	・ 郵送又は持参による入札書等の提出期限
令和8年10月20日（火）午前10時	・ 電子入札システムによる入札書等の提出期限
令和8年10月20日（火）午前11時	・ 入札書開札
令和8年10月21日（水）午前10時	・ 再度入札システムによる入札書等の提出期限
令和8年10月21日（水）午前11時	・ 再度開札